

工事請負契約締結後における単価適用年月の変更について

本市では、工事請負契約締結後における資材等の著しい価格変動については、工事請負契約書第25条に規定するスライド条項を適用して対応してきたところですが、昨今の中東情勢の変化により急激な資材価格変動が生じている状況に鑑み、当初契約締結後に「契約日から翌々月後の設計単価」に単価適用年月を変更して契約する運用を下記のとおり導入します。

記

1 対象工事

令和8年7月10日以降に本市が発注する建設工事

- ※ 契約締結日から起算して工期が2ヶ月以上あること。
- ※ 適用工事については、本運用の対象である旨を特記仕様書等に明記します。
- ※ 令和8年4月1日以降に本市と契約した建設工事も変更の対象とします。

2 変更対象単価

資材単価・労務単価及び機材単価等の全ての設計単価

3 基準日

当初契約締結日（議会の承認が必要な契約については本契約締結日）の翌々月同日

4 変更手続

- （1）受注者は、本制度より変更契約を希望する場合は、当初契約締結後、基準日までに別添様式により発注者に変更の協議を請求してください。
- （2）受注者からの請求を受けた場合、発注者は基準日において宮城県が通知（設定）している最新の設計単価資料の設計単価及び一般刊行されている積算関連資料等の設計単価に変更して、変更契約を締結します。
- （3）工事毎に見積徴収等により設定している設計単価については、原則として設計変更の対象外とします。
- （4）協議において、発注者・受注者双方が合意した場合には、数量・図面・仕様書等の変更と併せて適当な時期に変更することができます。

5 スライド条項との併用

本制度により単価適用年月を変更した場合においても、工事請負契約書第25条に規定するスライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

6 留意事項

宮城県が通知する設計単価資料は、市場の動向に応じ毎月改定されるため、単価適用年月を変更した場合、変更契約後の請負代金が減額となる場合があります。

7 単価適用年月日変更のイメージ図

	4月（契約月）				5月（契約翌月）				6月（契約翌々月）				
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	
物価資料 （刊行物）				○発刊									
	実態調査												
県単価				4月の刊行物を用いた6月単価調製				○配信	6月単価（4月の実態調査が反映）				
工事	○契約								●変更契約				
		工 期											

- ※ イメージ図は宮城県資料より引用
- ※ 4月の実勢調査結果が、2か月後の6月の宮城県設計単価に反映される、

大崎市総務部財政課 入札契約担当
 電話：0229-23-5177
 mail：zaisei@city.osaki.miyagi.jp